

定期報告

(様式1)

年 月 日

長野県知事 殿

(報告者)

〔飯田家畜保健衛生所 経由〕
FAX 0265-53-0441

住所 〒

氏名

印

電話番号

— —

FAX番号

— —

携帯番号
(緊急連絡先)

— —

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称						
家畜の所有者の住所 (電話番号)	〒 — (電話 — —)					
管理者の氏名又は名称						
管理者の住所 (電話番号)	〒 — (電話 — —)					
農場の名称						
農場の所在地 (電話番号)	〒 — (電話 — —)					
畜舎等の数	畜舎		心卵舎			
家畜の種類 及び 頭羽数	牛	乳用雌牛				
		成牛 24月以上	育成牛 4~23月	子牛 4月未満		
		頭	頭	頭		
		肥育牛(和牛)				
		肥育後期の牛 24月以上	肥育前期の牛 9~23月	育成牛 4~8月	子牛 4月未満	
		頭	頭	頭	頭	
		肥育牛(乳雄及び交雑種)				
		肥育後期の牛 17月以上	肥育前期の牛 7~17月	育成牛 4~6月	子牛 4月未満	
		頭	頭	頭	頭	
		繁殖牛				
		成牛 24月以上	育成牛 4~23月	子牛 4月未満		
		頭	頭	頭		
	豚	肥育豚 (子豚を除く)		繁殖豚(種豚含む)		
		成豚 12月以上		育成豚 3~11月		
		頭	頭	頭	子豚 離乳~3月未満 頭	
鶏 <small>(チャボ、烏骨鶏 等含む)</small>	採卵鶏		肉用鶏	種鶏 (肉用・採卵)		
	成鶏 150日以上	育成鶏 150日未満				
	羽	羽	羽	羽		
めん羊・ 山羊・馬	めん羊	山羊	馬			
	頭	頭	頭			
その他	()内に水牛、鹿、いのしし、あひる、うすら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のいずれかを記入してください		()	()		
			頭(羽)	頭(羽)		
埋却用地変更の有無 (いずれかに○をしてください)	有(様式3-1を訂正し添付します) ・ 無(様式3-1は省略します)					

裏面の「注意事項」を参照の上記入及び報告をお願いします。

注意事項

- 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあつては、当該管理者）が作成し、提出すること。なお、本報告書に記載する事項は、当該年の2月1日時点のものとすること。また、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。
- 2 「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。
- 3 基本情報の所有者・管理者の氏名・住所、飼育場所の所在地が、報告者(右上)と同じ場合は、「同上」とすることができる。
- 4 家畜の飼養頭羽数については、当該年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。
- 5 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする
 - (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月末満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月末満のものをいう。
 - (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月末満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月末満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月末満のものをいう。
 - (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月末満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月末満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月末満のものをいう。
 - (4) 「繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月末満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月末満のものをいう。
 - (5) 「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月末満のものをいう。
 - (6) 「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月末満のものをいう。
 - (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。
- 6 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うすら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。

☆ 報告方法

飯田家畜保健衛生所へ本報告書を 郵送 、 FAX 、又は 持参 により報告願います。

☆ 報告先住所等

飯田家畜保健衛生所

〒395-0034 飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎内

FAX 0265-53-0441 （電話 0265-53-0439）